

建築物・工作物の解体等作業 に伴う石綿対策に関する説明会

令和7年8月29日
埼玉労働局 労働基準部 健康安全課



埼玉労働局の位置づけ

厚生労働省

埼玉労働局

各都道府県ごと

各労働基準監督署

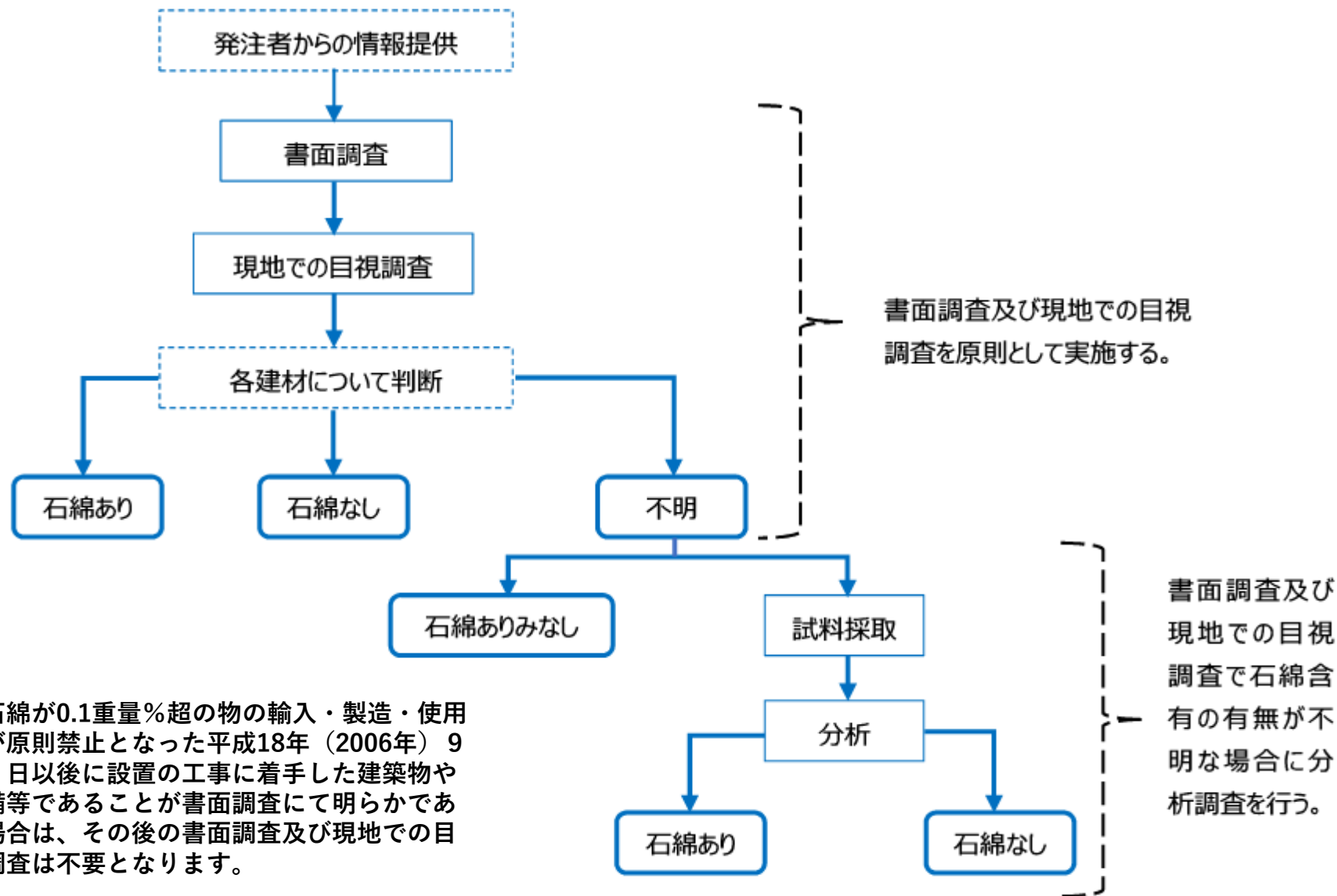
県内 8署

石綿事前調査について

石綿事前調査について

- 建築物・工作物等の解体又は改修工事を行う際は、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に石綿の使用の有無の調査（事前調査）を行う必要があります。
- 一定規模以上の工事については、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署及び自治体に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。

石綿事前調査の実施方法について



※石綿が0.1重量%超の物の輸入・製造・使用等が原則禁止となった平成18年（2006年）9月1日以後に設置の工事に着手した建築物や設備等であることが書面調査にて明らかである場合は、その後の書面調査及び現地での目視調査は不要となります。

石綿事前調査者 制度について

石綿事前調査を実施する者について

- 石綿事前調査は有資格者に行わせる必要があります。
- 建築物や工作物等の種類によって、必要となる資格の種類が異なります。
- 令和5年10月1日着工の工事から、「建築物石綿含有建材調査者」の資格を有する者が事前調査を行う必要がありましたが、さらに、令和8年1月1日以降着工の「工作物」の工事からは、「工作物石綿事前調査者」に行わせる必要があります。

工作物の工事開始前の石綿の有無の調査

■工作物の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ、当該工作物に係る石綿の使用の有無について、有資格者（工作物石綿事前調査者）に調査させなければなりません。

■令和8年1月1日以降着工の工事から義務付け

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等が該当。なお、建築物内に設置されたエレベーターは、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物。

対象工作物及び事前調査の資格

区 分	対象工作物	事前調査の資格（下記のいずれか）
特定工作物 <石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号）>	① 反応槽	工作物石綿事前調査者
	② 加熱炉	
	③ ボイラー及び圧力容器	
	④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）	
	⑤ 焼却設備	
	⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	
	⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）	
	⑧ 変電設備	
	⑨ 配電設備	
	⑩ 送電設備（ケーブルを含む。）	
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）	・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
	⑫ トンネルの天井板	
	⑬ プラットホームの上家	
	⑭ 遮音壁	
	⑮ 軽量盛土保護パネル	
	⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板	
	⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	
特定工作物以外の工作物	建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上記①～⑰以外のもの。 （エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等）	
	【注】 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業《塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等が含まれる。》に限って有資格者による事前調査が必要。	

各特定工作物の範囲

対象工作物	範囲
②加熱炉	工業炉のことであり、日本標準商品分類の工業炉（435）に属するもの。ただし、耐火物で覆われた加熱室を有しないもの、及び加熱される空間が耐火物または絶縁物で覆われた構造物を有しないものは除く。
③ボイラー・圧力容器	安衛法施行令第1条第3号で規定するボイラー、同条第4号で規定する小型ボイラー、同条第5号で規定する第一種圧力容器、同条第6号で規定する小型圧力容器、同条第7号で規定する第二種圧力容器並びに同施行令第13条第3項第25号で規定する簡易ボイラー及び同条第26号・第27号で規定する容器に該当するもの。
④配管設備	農業用パイプラインや下水道管は含まれ、上水道管は除かれる。
⑤焼却設備	廃棄物焼却設備の場合、施設全体が適用範囲となるが、付随する煙突は「⑪煙突」と整理される。
⑩送電設備	送電設備のケーブルは、延焼防止用の塗料やシール材に石綿等が使用されていたという報告があるため、対象に含まれる。
⑫トンネルの天井板	トンネルには鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）は含まない。
⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）	「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第2項第1号「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいう。

工作物石綿事前調査者講習機関について

石綿総合情報ポータルサイト

検索



石綿 総合情報ポータルサイト TOP



 石綿とは	 事業者	 作業従事者	 一般の方	 報告システム	 改正ポイント	 講習会情報	 リンク・資料
---	--	--	---	---	---	--	---

石綿総合情報ポータルサイト



サイト内検索 

建材等に広く使用されてきた石綿（アスベスト）は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

石綿事前調査結果 の報告について

石綿事前調査の報告について

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

石綿事前調査の報告について

- 事前調査結果の報告は、「石綿事前調査結果報告システム」にて報告可能です。
- ※パソコン・スマホから24時間報告できます。
- ※1回の操作で管轄の労働基準監督署及び自治体の両方に報告することができます。
- ※システムの利用にはgビズIDの発行が必要です。

石綿事前調査結果報告システム

検 索



**建築物等の解体等に係る
石綿ばく露防止及び石綿
飛散漏えい防止対策について**

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和3年3月
(令和6年2月改正)
(令和7年3月訂正事項を反映)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
環境省水・大気環境局環境管理課

厚労省と環境省で作成した「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」です。

※令和3年3月に作成され、段階的に改正されています。

「石綿総合情報ポータルサイト」にも 当該マニュアルのリンクがあります

石綿 総合情報ポータルサイトTOP


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare


石綿とは


事業者


作業従事者


一般の方


報告システム


改正ポイント


講習会情報


リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト



サイト内検索

Google 提供

Q

建材等に広く使用されてきた石綿（アスベスト）は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

建材の種類や工法に応じた 石綿飛散及びばく露防止対策について

4 建築物等の解体等における飛散防止対策

4.1 石綿飛散・ばく露防止対策の概要

石綿含有建材は、大きく石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に分けられる。それぞれの分類を表 4.1.1 に示す。

表 4.1.1 石綿含有建材の種類

建材の種類	石綿含有吹付け材 (レベル 1)	石綿含有保温材等 (レベル 2)	石綿含有成形板等 (レベル 3)	石綿含有 仕上塗材
対応石 綿含有 材	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール（乾式） ③湿式石綿吹付け材（石綿含有吹付け ロックウール（湿式）） ④石綿含有吹付けバミキュライト ⑤石綿含有吹付けパーライト	【石綿含有耐火被覆材】 ①耐火被覆板 ②けい酸カルシウム板第 2 種 【石綿含有断熱材】 ①屋根用折板裏石綿断 熱材 ②煙突用石綿断熱材 【石綿含有保温材】 ①石綿保温材 ②けい酸土保温材 ③石綿含有けい酸カルシ ウム保温材 ④バミキュライト保温材 ⑤パーライト保温材 ⑥不定形保温材 （水練り保温材）	①外壁・軒天 スレートボード、スレート波板、 窯業系サイディング、押出成 形セメント板、けい酸カルシウ ム板第 1 種 ②壁板 スレート波板、住宅屋根用化 粧スレート ③内壁・天井 スレートボード、スラグセッコ 板、パーライト板、バルブセメン ト板、けい酸カルシウム板第 1 種、セッコボード、ロックウール 吸音天井板、ソフト巾木 ④床 ビニル床タイル、長尺塩ビシー ト、フリーアクセスフロア材 ⑤煙突 セメント円筒 ⑥その他 セメント管、ジョイントシート、 紡織品、パッキン	①建築物仕上塗 材（吹付けパー ミキュライト、吹 付けパーライトは 除く） ②建築用下地調 整塗材 ^注
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い	比較的低い
具 体 的 な 使 用 箇 所 の 例	①建築基準法の耐火建築物（3 階建以 上の鉄骨構造の建築物、床面積の合計が 200m ² 以上の鉄骨構造の建築物等）な どの鉄骨、はり、柱等に、石綿とセメントの合 混を吹付けて所定の被膜を形成させ、耐火 被覆用として使われている。昭和 38 （1963）年頃から昭和 50（1975）年 初頭までの建築物に多い。特に柱、エレベ ーター周りでは、昭和 63（1988）年頃ま で、石綿含有吹付け材が使用されている場 合がある。 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井、壁又 はビル以外の建築物（体育館、講堂、温 泉の建物、工場、学校等）の天井、壁に、 石綿とセメントの合混を吹付けて所定の被 膜を形成させ、吸音、結露防止（断熱 用）として使われている。昭和 31 （1956）年頃から昭和 50（1975）年 初頭までの建築物が多い。	①ボイラ本体及びその配 管、空調ダクト等の保温 材として、石綿保温材、 石綿含有けい酸カルシウ ム保温材等を張り付けて いる。 ②建築物の柱、はり、壁 等に耐火被覆材として、 石綿耐火被覆板、石綿 含有けい酸カルシウム板 第 2 種を張り付けてい る。 ③断熱材として、屋根用 折板裏断熱材、煙突用 断熱材を使用している。	①建築物の天井、壁、床等に 石綿含有成形板、ビニル床タ イル等を張り付けている。 ②屋根材として石綿スレー ト等を用いている。 ③煙突や上下水道管に石綿 セメント円筒や石綿セメント管 が使用されている。 ④ダクトや配管のつなぎ部にジ ョイントシート（シール材）や 石綿紡織品、パッキンなど が使用されている。	①建築物の外壁に 仕上塗材が塗られ ている。 ②内装仕上材に仕 上塗材が塗られて いる。 ③建築用仕上塗 材を施工する際、 建築用下地調整 塗材を使用してい る。

注）石綿を含有する建築用下地調整塗材は、法令上は石綿含有成形板等の作業基準が適用されるが、本マニュアルでは仕上塗材として区分する。

マニュアル P 7 8 に「石綿含有建材の種類」
が列挙されています。

石綿含有建材の種類や工法に応じた 石綿飛散及びばく露防止対策について

表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要（１）

大防法条項 石綿関係条項		本文記述箇所	4.7	4.10.1	4.7 4.10.3	4.10.1	4.7
			切断等による除去				切断等を伴う 封じ込め 囲い込み
			石綿含有 吹付け材		石綿含有 保温材等		石綿含有吹付け 材・保温材等
			石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	作業場を负压 隔離養生等	特殊工法 (例 グローブ バッグの場合) 1)	作業場を负压 隔離養生等	特殊工法 (例 グローブ バッグの場合) 1)
18 条の 15 第 1 項 規則 16 条の 5	3 条	事前調査	要	要	要	要	要
18 条の 15 第 6 項 規則 16 条の 11	4 条の 2	事前調査結果の報告	要	要	要	要	要
18 条の 15 第 5 項	3 条	事前調査結果の備え付 け	要	要	要	要	要
規則第 16 条の 4	4 条	作業計画の作成	要	要	要	要	要
法第 18 条の 17 安衛法 88 条第 3 項 石綿規則 5 条		大防法及び変換法・石 綿規則の届出	要	要	要	要	要
18 条の 15 第 5 項 規則 16 条の 9、10	3 条	事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要
18 条の 14 規則 16 条の 4 第二号	15 条也	作業実施の掲示	要	要	要	要	要
-	33 条	喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	要	要	要	要	要
	19 条	作業主任者の選任	要	要	要	要	要
	27 条	特別教育	要	要	要	要	要
	14 条	保護具着用	要	要	要	要	要
18 条の 14 規則 16 条の 4 規則別表第七	7 条、15 条	作業場への関係者以外 立入禁止	要	要	要	要	要
	6 条	隔離	負圧隔離養生	グローブ バッグ	負圧隔離養生	グローブ バッグ	負圧隔離 養生
		セキュリティゾーンの 設置	要	-	要	-	要
		負圧の確保、集じん・ 排気装置の設置	要	高性能集塵排気 機による除じん	要	高性能集塵排気 機による除じん	要
		機器による漏えいの確 認	要	必要に 応じて	要	必要に 応じて	要
		負圧の確認	要	-	要	-	要
	右欄に記載		湿潤化等 2)	要 (13 条)	要 (13 条)	要 (13 条)	要 (6 条ただし 書き、13 条) (13 条)
	30 条	清 掃	要	要	要	要	要
	6 条	取り残し等の確認	要	要	要	要	要
		粉じん飛散防止処理	要	要	要	要	要
		隔離解除のための粉じ ん飛散状況確認	要	-	要	-	要
18 条の 14 規則 6 条の 8	3 条、35 条、36 条	事前調査結果、作業内 容の記録・保管	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) グローブバッグは、局所的に使用されるものである。

2) 石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの飛散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。

マニュアル P 80～82 に「石綿含有建材の種類」や「除去等の工法」等に応じ、石綿関連法令に基づき講じる必要がある措置について表にまとめられています。

また、各工法ごとの石綿対策に関する作業手順や留意事項等も本マニュアルに掲載されています。

本日配布しているリーフレットについて

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、
一部の工作物の石綿事前調査には
資格取得が必要になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の
改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご覧ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を
取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得
が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



有資格者による調査をせず工事を行うことは**法令違反**です!

また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生する
おそれがあります。

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者(元請事業者)の皆さまへ

**石綿(アスベスト)の事前調査は
施工業者(元請事業者)が
必ず行う必要があります!**

有資格者による事前調査

石綿(アスベスト)が含まれているかどうかの調査
(事前調査)は、「建築物」の工事(新築以外)を行
う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照→

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及
び石綿飛散防止対策マニュアル」
93~95P



「工作物」の工事の事前調査は
令和8年1月1日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照→



事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等
に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・
スマホから
24時間報告
可能



調査結果のほか、作業主任者の氏名や
石綿ばく露防止措置等も報告が必要な
場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準
監督署への報告 参照→

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく
露防止及び石綿飛散防止対策
マニュアル」101~103P



事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録
の写しを除去等の作業中に現場に
備え付けるとともに、作業終了後
も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作
成、備え付け及び保存
参照→

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく
露防止及び石綿飛散防止対策
マニュアル」95~98P



「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください!

建築物等の解体・改修工事を行う前に必要な措置、各種マ
ニュアル、石綿調査手続規則の概要、事故調査者の資格を
取得するための調査会情報、関係行政機関のリンク先情報
等、事業者、作業員、発注者や住民の皆さまに向けた様々
な情報を掲載しております。



石綿総合情報ポータルサイト 検索



都道府県労働局・労働基準監督署